

新商品・新サービス等の広報・PR事業（常議員会等での商品PR）実施要領

（総則）

第1条 この実施要領は、高松商工会議所（以下「当所」という。）の新商品・新サービス等の広報・PR支援事業（常議員会等での周知）（サービスの名称を「常議員会等での商品PR」とし、以下「PRサービス」という。）に関する基本的事項を定めることにより、新商品・新サービスの広報・PR支援の適正な運営を図ることを目的とし、そのための基本事項を定めるものである。

（PRサービスの内容）

第2条 PRサービスとは、会員事業所が有する商品・サービス等（特に新商品・新サービス）の販路開拓に資することを目的として、広報やPRの機会として次の各号に定める事項を当所が提供するものである。

（1） 当所常議員会等でのパンフレット等の広報物の机上設置の機会

（2） 当所常議員会等での資料を利用したプレゼンテーションの機会

2 前項2号のプレゼンテーションの所要時間は3分を目安に、当所が第8条の承認後に通知するものとする。

（PRサービスの利用者）

第3条 PRサービスの利用者（以下「利用者」という。）は当所の会員事業所に限る。

（PRサービスの利用料）

第4条 PRサービスの利用料は無料とする。

（利用の承認）

第5条 PRサービスの利用を希望する者はあらかじめ当所の承認を受けなければならない。

（PRサービスの利用可能日等）

第6条 利用者は当所の常議員会等にてPRサービスを利用でき、その日時及び場所等はこの実施要領とは別に当所が予め定めた内容に依るものとする。

2 利用を希望する者は、前項の日時及び場所等について当所に開示を求めることができる。

（申込方法）

第7条 PRサービスの利用を希望する者は、別に定めるサービス利用申込書に必要事項を記入のうえ、サービスの利用を希望する常議員会が開催される月の1日（1日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、1日より前の当所営業日）までに、当所にメール、郵送、FAXまたは直接持参するものとする。

2 PRサービスの利用を希望する者は前項のサービス利用申込書に加えて、次の各号の書類を必要に応じて添えて当所に提出することができる。

（1） 新商品・新サービスの詳細がわかる補足資料

（2） 常議員会にて使用するパンフレット等の資料の素案

（承認と承認結果の通知）

第8条 当所は、選定委員会を設置し、前条のサービス利用申込書等及びこの要領をもとにPRサービスの利用の可否を審査し、利用を承認（あるいは不承認）する。

2 審査により判定した利用の可否について、当所はその決定後速やかにその結果について利用を希望する者に通知する。

3 選定委員会の設置方法等についてはこの実施要領とは別に定める。

(資料の提出)

第9条 利用の承認を受けた者は、常議員会等が開催される10日前（応当日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その応当日前の当所営業日）までに、常議員会等で使用したい資料を当所に提出しなくてはならない。

2 常議員会等で使用したい資料の配布の希望がある場合は、任意の様式で当所が指定する数量を当所に提出する必要がある。

(PRサービス利用の基本原則)

第10条 当所の常議員会に周知する商品

等は、広告主である利用者の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展に資するものとし、その基本原則は次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規を遵守したものであること。

(規制業種及び規制事業者)

第11条 次の各号に該当する業種及び規制事業者についてはPRサービスを利用することができない。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 人材の募集等に類するもの
- (6) 印刷物等の使用・発行目的に支障を来すもの
- (7) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 消費者被害未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) その他、適当でないと選定委員会が判断するもの

(除外の対象)

第12条 PRサービスを利用して利用者が広報・PRする内容は次の各号に該当してはならない。

- (1) 消費者金融に関するもの
- (2) 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又はこれらのものと密接な関係を有する者
- (3) その他、適当でないと選定委員会が判断するもの

(承認の取消)

第13条 当所は支援サービスの利用を希望する者に対し第8条にもとづく承認結果を通知した後に、

当所が利用を希望する者や広報・PRする内容がこの要領に違反していると認めた場合あるいはその他の理由で当所が支援サービスの利用を不相当と判断した場合には、当所は利用の承認を取り消すことができる。

2 当所は前項の取消を決めた場合、速やかにその結果を通知する。

(所管)

第14条 支援サービスの運営については、当所事業推進部企画推進課が所管する。

付 則

この要領は、令和4年5月11日から施行する。